

新型コロナウイルス感染症対応病院長等会議 (Web会議)

日 時 令和3年4月27日(火)

午後6時から

場 所 Web会議

(県庁会場: 4階庁議室)

1 陽性患者の入院受入体制の強化について

- ・病床確保の状況【資料1】
- ・申合せ・要請事項の期間延長【資料2】
- ・救急要請・入所者急変時の受入体制(輪番表)【資料3】
- ・大型連休中の入院受入体制【資料4】

2 陽性者発生施設における感染制御・業務継続支援について

- ・派遣チームの人材登録状況【資料5】

3 まん延防止等重点措置について【資料6】

4 今後の感染拡大に備えた新型コロナウイルス感染症の医療提供体制整備について【資料7】

5 その他

- ・変異株について【資料8】

申合せ・要請事項の期間延長について

令和3年4月27日
新型コロナ総合調整チーム

資料2

「まん延防止等重点措置」を実施すべき期間の変更に伴い、「これまで会議で確認してきた申合せ・要請事項の期間も「令和3年5月11日まで」に変更する。

確保病床満床まで1日2～3床を原則受け入れる体制の整備

日中受入については土日も含め原則受入
(ゴールデンウィーク中も原則受入)

夜間受入輪番（仙台医療圏）：1病院⇒2病院

入院受入体制の更なる拡充（全医療圏）

- ① 陽性患者の入院受入
- ② 退院基準を満たした高齢者等の入院受入（後方医療機関）
- ③ 入院受入病院やクラスタ発生施設等に対する人的支援

自院における陽性患者発生時の入院体制確保（特に仙台医療圏）

外来アセスメント体制の拡充（特に仙台医療圏）

発熱患者等の救急対応（特に仙台医療圏）
施設に対するプライマリケアの実施等（仙台医療圏）

今後の感染拡大に備えた新型コロナウイルス感染症の医療提供体制整備について

1 概要

「今後の感染拡大に備えた新型コロナウイルス感染症の医療提供体制整備について」(令和3年3月24日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡)により、今冬の感染拡大に対応する中で明らかになった課題を点検しつつ、地域の関係者と協議の上、「次の感染拡大に備えた医療提供体制整備」が求められている。

2 「次の感染拡大に備えた医療提供体制整備」に係る対応

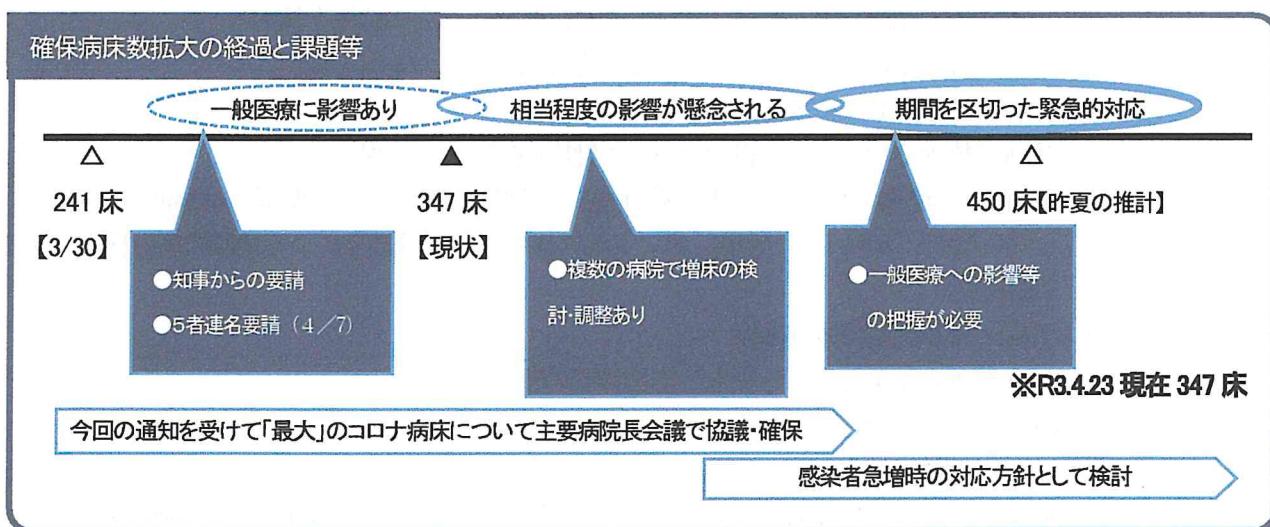
(1) 患者受入が実際に可能な「最大」のコロナ病床の確保（5月中に報告）

過去最大の感染拡大を経験することで明らかになった課題を点検しつつ、医療提供体制をさらに強化していく必要がある。

今回は、既に策定している病床確保計画や確保病床数を基本としつつ、地域全体の医療提供体制のあり方を念頭に、医療機関と地域での協議を行い、一般医療と両立可能な地域で「最大」のコロナ病床を確保し、これに基づき病床確保計画の見直しを行うもの。

今回の見直しにより、病床確保計画の最終フェーズにおける即応病床（計画）数は、医療機関と合意のとれた病床数の積み上げとなり、これまで即応病床（計画）数と別の概念としていた「確保病床数」と同じ数値となる。

（※現在の確保病床数347床以上で見直すことが条件）



<最大の病床確保に向けた今後の進め方>

3月末に新規感染者が大幅に増加を受けて、主要病院長会議において更なる病床の確保について協議いただき、各病院の協力により確保病床数は347床まで拡大した。

今後は確保した病床を確実に機能できるように各医療機関と調整等を進めるとともに、一般医療とコロナ医療の両立を維持しつつ、更なる体制拡充の可能性について各医療機関の状況を確認しながら必要な対応や「最大」のコロナ病床数について主要病院長会議で協議・合意を図る。

各医療機関で確保する最大コロナ病床については、最終的に、医療機関と個別に「各フェーズでの病床数」、「要請を受けてからコロナ病床として対応できるまでの準備期間の目安」について書面で合意を行うこととなる。

なお、各医療機関と書面で合意した最終フェーズの「即応病床数」を合計したものが「確保病床数」となる。

<病床を効率的/効果的に活用する取組の推進>

医療提供体制の強化については、病床の確保のみならず、確保した病床を効率的・効果的に活用する取組も重要とされており、具体的には高齢者の入院の取扱（高齢者施設でのケア）、後方医療機関の確保及び軽症者・発熱者の対応などの取組が示されている。

本県においては、これまで主要病院長会議において協議、具体化した内容も含まれており、引き続き推進していく。

(2) 感染者数の大幅増を想定した緊急的な患者対応を行う方針・体制の検討（4月中に報告）

患者数の大幅増として、例えば今冬の1日当たり最大新規感染者数が2倍程度になったときの最大療養者数（入院、宿泊・自宅療養の患者数）を国が示した方法等に基づき算出した上で、どのように対応すべきかを検討。

<最大療養者 試算結果>

本県のこれまでの最大新規感染者数203人（令和3年3月30日）を基に国の示した方法で試算すると

最大療養者数 約3,300人（うち入院が必要な者660人）

<緊急的な患者対応に備えるための対応>

試算される最大療養者数において、入院が必要な者は確保病床数を大きく上回ることから次の点について検討することが必要とされており、関係者との調整を進める。

①患者の療養先の確保の方策

- ・ 予定入院・手術の延期等も含む緊急的な病床確保方策の策定
 - 一般医療の制限状況を厳格に評価しつつ、改めて病床の確保を検討
 - 予定入院・手術の延期等によるコロナ患者用の病床の確保を検討
- ・ 健康管理を強化した宿泊療養施設の稼働
- ・ 自宅等で療養とならざるを得ない方への健康観察体制の確保
 - 健康観察業務の外部委託、本庁職員等による健康観察業務への応援の大幅拡充
 - パルスオキシメータの活用、オンライン診療・訪問看護等による地域の医療機関による健康観察等

②患者の入院・療養調整の体制確保

- ・ 入院・療養調整業務に係る更なる応援体制の整備
- ・ 入院・療養調整業務のフローの見直し

③入院医療の必要性の精査

- ・ 高齢者施設等での感染者発生時に施設内で療養すること等を想定し、「感染制御・業務継続支援チーム」の設置を検討するなど早期介入・支援体制を整備

3 今後のスケジュール

令和3年4月中	感染者急増時として想定する最大新規感染者数、最大療養者数、及び緊急的な患者対応方針を国に報告	上記2-(2)
5月初旬	各医療機関との協議（確保病床の点検、更なる増床の可否）	
5月中旬	確保・休止病床数、患者受入に必要な準備期間の日数等について 各医療機関と県とが書面で合意 → 主要病院長会議で協議・合意	
5月中	医療提供体制の整備を進め、見直し後の病床確保計画を国に報告	上記2-(1)